

平成23年度事業計画

平成23年度の本会事業を次のとおり計画する。

【基本方針】

「市民のための法律家」としての司法書士制度確立のために

1. 中長期的な震災復興への対応
2. 制度広報の推進と相談事業の拡充
3. 研修会の開催と職業倫理の徹底
4. 司法書士法改正への対応

【はじめに】

甚大な被害をもたらした東日本大震災は未だ復興の兆しさも見出せない地域もあり、また、福島第一原子力発電所の事故においても、国内外において様々な問題が発じている。これらが日本経済に及ぼす影響は計り知れず、本年度の当会の事業執行や各会員の日常業務においても、多大な影響を受けることは必至である。

「国民の権利の擁護と公正な社会の実現」を使命とする我々司法書士にとって、今年には正に試練の年であろう。

【中長期的な震災復興への対応】

これを踏まえ、中長期的な震災復興への対応を震災元年である本年度の重要課題として位置付け、研修・相談事業を中心に、被災者の法的ニーズに応えるために必要かつ適切な方策を講じる。

【制度広報の推進と相談事業の拡充】

制度広報の必要性については異論のないところであり、本年度も引き続き推進する。限られた予算でより効果的な広報手段を選択することが肝要であるとの認識のもと、マスコミの利用はもとより、法教育活動、消費生活センターやとちぎ消費者ネットワークとの関わり等を通じての制度広報も重要であると考えます。

相談事業については、現在行われている各相談会を継続し、必要に応じて運営の改善を行う。加えて、本年度は司法過疎地域への巡回法律相談会を試験的に実施し、司法過疎地域における市民の法的ニーズを把握すると共に、次年度以降の対応を検討する。

【研修会の開催と職業倫理の徹底】

本年度以降の研修単位の履修状況についてホームページに公開する予定である。本会の行う全体研修会や専門研修会のほかに、支部研修や連合会のホームページなども利用して、多くの会員に12単位以上の取得を希望する。研修テーマについては、実務に直結するもののほかに、倫理や自死問題、労働問題、貧困問題などの社会問題に関するものも取り入れたいと考える。

【司法書士法改正への対応】

平成23年2月の日司連臨時総会において司法書士法改正大綱が承認されたことを受け、当会においては、これを精査し必要に応じて提言を行う。

【各部の事業】

1. 総務部

- ・ 職業倫理の確立

- ・ 苦情処理に関する事業

市民、会員からの苦情申立に対して、迅速な苦情対応を図る。

- ・ 紛議調停に関する事業（紛議調停委員会）

依頼者と会員、会員間の紛議が生じた場合、同委員会において速やかな解決を図る。

- ・ 綱紀事件への対応（綱紀調査委員会）

- ・ 非司法書士排除活動

- ・ 業務賠償責任保険に関する事業

- ・ 会館管理

- ・ 事務合理化への対応

- ・ 危機管理への対応

東日本大震災の教訓から、災害時のマニュアルについて検討する。

- ・ 規則・規程の見直し

- ・ 福利厚生に関する事業

2. 経理部

- ・ 会費納入管理

① 定額会費については、従前と同様、定期納入のため個別対応を行う。

② 事件数割会費については、会員における業務報告書の正確な記載及び提出期限の遵守にも注意を払いながら、適正納入を図る。

・ 予算執行に関する管理

- ① 厳しい財政環境の下で安定的な会務運営を図るため、予定された収入を確保するとともに、支出に関しては各部局と連携を取りながら事業の効率化や経費の節減を推進し支出の抑制を図る。
- ② 空調設備が経年劣化により修繕が必要となったが、近隣への騒音に対処し、また、今後の電気料等の空調設備に関する支出を抑制するため改修を行う。
- ③ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、司法書士会館の建物が一部損傷したため、その修繕を行う。
- ④ 司法書士会館のエントランス庇、屋根及び3階バルコニーの防水面が劣化しており、そのまま放置をしておくと雨漏りが建物本体まで進行し、大規模な修繕が必要となる恐れがあり、それを未然に防ぐため防水工事を行う。
ただし、上記②及び③の改修、修繕を優先し、その支出額によっては、次年度以降に繰り延べることがある。
- ⑤ 本会の財務基盤の確立及び9年後の長期借入金にかかる借り換え時（借入条件見直し時）における一部返済並びに不測の事態等に備え、今年度も財務調整積立金を計上する。
- ⑥ 司法書士会館が建設されてから10年以上経過し、早急に対応が必要とされる修繕以外にも今後相当規模の修繕が必要となることが予測される。そのため、今後の修繕・改修に備え、本年度も会館修繕積立金を計上する。

3. 企画部

・ 会報の定期発行（会報編集室）

会員間の意見発表と情報の提供等を目的として、会報の発行を継続するが、経費節減のため、ホームページに統合できるところは統合し、会報の規模を縮小する。

・ 対外広報事業

- ① ホームページの活用と充実に力を入れる。
- ② 新聞、ラジオ、テレビ、市町広報等マスコミを利用した効果的な制度広報を検討し、実施する。
- ③ マスコミに対する取材依頼などにより、本会の活動をアピールする。

・ 裁判事務委員会

貸借関係トラブルに関する対応

多重債務者対策及びヤミ金への対応（クレサラ110番の開催）

労働問題に対する対応（労働トラブル110番の開催）

上記各専門分野に関する事例の研究及び研修会の開催
民事法律扶助制度の利用促進への対応
裁判所との打合せ会の開催

・ **消費者問題対策委員会**

消費者問題への対応（悪質商法110番の開催）
これに対応するための事例の研究及び研修会の開催
一般消費者への法教育の拡充
法教育マニュアルを使用した出前授業への講師派遣
法教育マニュアルの改訂
とちぎ消費者ネットワークへの参加と協力

・ **制度調査委員会**

広告に関する規定の検討
債務整理事件の報酬に関する規定の検討
司法書士法改正大綱の検討
オンライン申請への対応と利用促進

・ **対外事業対策委員会**

司法過疎地域問題対策
自殺対策
高齢者虐待対策
経済的困窮者に対する法律支援対策
犯罪被害者支援対策
震災被害者に対する相談員の派遣
上記各問題に対する関係各機関との連携

4. 研修部

・ **全体研修会の開催（4回開催予定）**

- ①年度初頭に年間開催計画を立てる。
- ②時宜にあったテーマでの研修会を開催する。
- ③登記、裁判事務、消費者問題、成年後見等に関する研修
- ④その他業務に関連する事項を広く扱う。

・ **専門実務研修会の開催（適宜開催予定）**

- ①分野に精通するための研修会を開催する。
- ②他の委員会との連携を図り、必要に応じて実施する。

・ **新人研修の実施**

- ①12月に新入会者研修会を開催する。
- ②配属研修希望者に配属研修を実施する。

- ・ **支部研修への支援**

- ①研修用DVDの整理、新規購入等を行う。
- ②プロジェクター、スクリーンの貸出を行う。
- ③財政的支援を行う。
- ④支部研修マニュアルの提供と研修会実施の働きかけ

- ・ **日司連主催の研修会への積極的参加**

日司連主催の研修会（インターネット配信による研修も含む）への参加の努力規定が定められたことにより、日司連主催の研修会への積極的参加を働きかける。

- ・ **日司連主催の年次研修会への義務参加**

入会后3年次、以降5年加えた入会の会員を対象とした倫理研修への義務参加を働きかける。但し3年次、18年次該当会員は関ブロ実施年次研修への参加を推進する。

- ・ **DVD研修**

集合研修を補完する趣旨で実施する。

- ・ **ホームページを活用した研修日程の告知**

- ・ **ホームページ会員名簿への研修履修状況の公開手続き**

本会ホームページの会員名簿欄に各会員の12単位履修の有無や年次研修修了の有無を公開するための手続きを進める。本年1年間の履修状況について、平成24年度よりホームページに公開する予定である。

- ・ **会員の研修単位取得率向上の取り組み**

会員の単位取得数の増加や12単位履修率の向上を目的とする対策を講じる。具体的には、未履修会員との意見交換や単位取得の必要性・重要性の伝達、本会の研修会以外の単位取得機会の提供等（各支部の研修会実施や研修ライブラリーの利用促進）を諮る。

- ・ **第11回司法書士特別研修への協力**

5. 相談事業部

- ・ **司法書士総合相談センターの運営**

- ① 常設無料相談会を実施する。
司法書士会館で毎週土曜日に実施
足利、日光、小山、那須塩原の各地域で毎月第3土曜日に実施
- ② 運営体制の検証を行う。
運営管理者制、予約制予約枠、相談枠などの見直し検討
- ③ 受託紹介体制の更なる充実を図る。

- ・ **法の日の無料相談会の実施**

- ・「相続登記はお済みですか月間」の開催
- ・法律相談の研修
- ・司法書士調停センターの運営
 - ① 栃木県司法書士会調停センターを運営する。
調停実施の検証を行いながら、事件管理、調停技術の能力向上を図る。
 - ② 事件担当者、手続実施者名簿登載者の増加を図る。
会内広報を積極的に行い司法書士 ADR の有用性の意識を浸透させる。
理論研修、実技研修、法令研修、事件管理研修をバランスよく実施し単位取得者の拡大に努める。
 - ③ 認証申請を行い、認証事業者としての広報を展開する。

【その他の事業】

1. (社) 成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部への支援
 - ・研修会の共同開催を計画する。
2. 関連団体との交流と情報収集
 - ・法務局との協議会の開催
 - ・裁判所との協議会の開催
 - ・五士会（司法書士、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、税理士）の開催
 - ・三士会（司法書士、土地家屋調査士、行政書士）の開催
3. 三士会法の日無料相談会の実施
4. 五士会無料相談会の実施
5. 「住宅相談会」への相談担当者の派遣
6. 「一日合同行政相談所」への相談担当者の派遣
7. 「ふるさと森林会議」への相談担当者の派遣
8. 日本司法支援センター（法テラス）への協力